

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定実施細目

(趣旨等)

- 第1条 この実施細目は、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定により、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。
- 2 この実施細目における用語の定義は、協定の例による。

(連絡責任者)

- 第2条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては青森県健康福祉部健康福祉政策課長、乙にあっては青森県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長とする。
- 2 乙は、乙の支部組合ごとの連絡責任者（以下「支部連絡責任者」という。）を定めるものとする。
- 3 甲と乙は、連絡責任者等名簿（第1号様式）を作成するものとする。また、名簿の内容は毎年度4月に更新を行うものとする。

(宿泊施設名簿)

- 第3条 乙は、協定に基づく協力を円滑に実施するため、毎年度4月1日現在の組合員の宿泊施設名簿（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(要配慮者等の名簿)

- 第4条 甲は、協定第5条第3項に定める乙の協力が必要と認められる要配慮者等の情報を集約するため、市町村に対して要配慮者等の宿泊施設への避難支援要請書（第3号様式）及び要配慮者等名簿（第4号様式）の提出を依頼するものとする。
- 2 要配慮者等のうち、協定第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者は、単身での避難は適当ではないことから、同項第3号に掲げる者が一緒に避難することを確認するものとする。

(要請手続)

- 第5条 協定第4条第2項の要請文書は、第5号様式によるものとする。
- 2 甲は、前項の要請文書に記載した事項に変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。
- 3 協定第5条第1項の規定による要請応諾の可否の文書による回答及び同条第2項の規定による報告は、協力要請応諾等報告書（第6号様式）及び受入可能宿泊施設一覧（第6号様式別紙）により行うものとする。
- 4 乙は、前項の受入可能宿泊施設一覧については、新たに追加できる宿泊施設や、受入ができなくなった宿泊施設が生じた場合に、時点修正を行い、甲へ報告するものとする。
- 5 甲は、要配慮者等の受入れを行う宿泊施設が決定した時は、第4条第1項の避難支援要請書を提出した市町村に対して、避難支援決定通知書（第7号様式）及び要配慮者等決定者名簿（第4号様式）により通知するものとする。また、宿泊施設への避難を実施

した要配慮者等について引き続き避難状況を把握し、要配慮者等決定者名簿の情報を更新するとともに、必要に応じて相談支援等を行うよう求めるものとする。

(緊急要請)

第6条 甲は、協定第4条第1項の規定により協力を要請する場合において、やむを得ない事情により乙の連絡責任者と連絡が取れないときは、乙の支部連絡責任者に対して、協力を要請することができるものとする。

(協力業務)

第7条 甲は主として避難場所の提供を目的として乙に協力を要請していることから、乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供については、通常提供されるサービスの全てを提供することが求められるものではない。

(費用の負担)

第8条 協定第8条の規定により甲が負担する費用の種類及び額は、別表に掲げるものを基本とし、甲が乙及び災害救助法を所管する内閣府と協議の上、決定するものとする。

(委託契約締結)

第9条 協定に基づく業務の実施に当たっては、甲と乙は委託契約書（第8号様式）により要配慮者等の宿泊施設への避難支援に関する業務委託契約を締結するものとする。

2 乙は、委託契約書により委託料として、甲に対して前条の費用の請求を行うものとする。

(実績報告)

第10条 協定第7条の規定による実施状況の報告は、実績報告書（第9号様式）により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第11条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月17日

甲 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県
青森県知事 三村 申吾

乙 青森県青森市本町2丁目3番4号
青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 中山 大輔

別表（第8条関係）

費用の種類	費用の額
乙の組合員が所有する宿泊施設への宿泊費用（宿泊に付随する入浴及び食事の提供の費用を含む。）	地域における通常の利用料金以内の額
乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送費用（旅客自動車運送事業者を利用する場合にあっては運賃、宿泊施設の車両を利用する場合にあっては燃料費）	地域における通常の実費以内の額
乙の事務管理費	災害救助法適用災害に係る救助事務費の限度額以内の額

第1号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
連絡責任者等名簿

(年 月 日現在)

1 青森県

(1) 連絡責任者及び担当者

<連絡責任者> 所属・職・氏名	
<連絡担当者> 所属・職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合

(1) 連絡責任者及び担当者

<連絡責任者> 所属・職・氏名	
<連絡担当者> 所属・職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(2) 支部連絡責任者及び担当者

支部名			
<連絡責任者> 所属・職・氏名			
<連絡担当者> 所属・職・氏名			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			

※支部組合数に応じて記載欄を追加すること。

(注) 電話番号及びメールアドレスは、緊急時連絡先として使用可能なものが複数ある場合は、全て記載すること

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
宿泊施設名簿

(和暦) 年 月 日現在

No	支部組合名	施設名称	施設住所	電話番号	客室数	食事提供の有無	入浴提供の有無
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
.							
.							
(記載例)							
1	〇〇〇〇組合	〇〇〇〇ホテル	〇〇市〇〇町1-1	000-000-0000	シングル60室 ツイン10室 ダブル10室	有り (3食提供可)	有り (客室内浴室)
2	□□□組合	□□□旅館	□□市□□町2-2	0000-00-0000	和室30室	有り (3食提供可)	有り (大浴場、客室内浴室)

第3号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
要配慮者等の宿泊施設への避難支援要請書（市町村→県）

文書番号：

要請年月日：（和暦） 年 月 日

青森県知事 殿

〇〇市（町・村）長

今般発生した災害により被災した要配慮者等に対し、次のとおり支援を要請します。

災害名称		
要請理由	被災した要配慮者等のうち、避難生活で特に配慮が必要なため、宿泊施設への避難が必要と認められる者がいるため。	
要請内容	（要請する項目に☑を付けること。） <input type="checkbox"/> 要配慮者等の宿泊施設への宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供 <input type="checkbox"/> 要配慮者等の宿泊施設への移送	
支援を要する要配慮者等の人数	人（詳細は第4号様式のとおり）	
要請期間	（和暦） 年 月 日 から 年 月 日 まで	
備考		
市町村連絡 担当者	所属	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※本要請書は、速やかに支援を行うため、文書番号及び公印がない状態でFAX等により青森県健康福祉部健康福祉政策課へ送付して構わない。なお、後日、文書番号を付し、公印を押印した文書を作成して郵送すること。

※要請期間の終期は、要請時点での見込みで構わない。

第4号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
要配慮者等（決定者）名簿

市町村名	
作成時点	(和暦) 年 月 日現在

(注) ・市町村が支援要請を行う際は(1)(2)(3)(5)(6)を必ず記載すること。
 (4)(7)は後日確認がとれ次第記載することで構わない。
 ・避難する宿泊施設が決定した時は、県が(8)(9)を追記して市町村へ送付する。
 ・市町村は、要配慮者等が宿泊施設を退所するまで適宜情報を更新すること。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
No	ふりがな 氏名	生年月日 年齢	性別	住所 電話番号（携帯）	本人の状態	現在の避難場所	住家被害 の状況	避難先の旅館 ホテルの名称	避難開始（予定）日 退所（予定）日	備考
1										
2										
3										
4										
(記載例：市町村の支援要請時) ※要請の際は(1)(2)(3)(5)(6)を必ず記載し、(4)(7)は後日確認がとれ次第記載する。										
1	・・・ ○○ ○○	Hxx.xx.xx 27	女	○○市○○町1-2-3 000-0000-0000	妊娠5か月(○○医院へ通院)。医療面での対応は不要だが、個室対応が適当。	○○市立体育館	全壊(焼)			
2	・・・ ○○ ○○	Hxx.xx.xx 2	女	○○市○○町1-2-3 —	○○○○の長女。健康状態等には特に問題はない。	○○市立体育館	全壊(焼)			
3	・・・ ○○ ○○	Hxx.xx.xx 27	男	○○市○○町1-2-3 000-0000-0000	○○○○の夫。日中は仕事で不在。介助のため一緒に避難が必要。	○○市立体育館	全壊(焼)			
(記載例：避難する宿泊施設が決定した時) ※県が(8)(9)を追記して市町村へ送付する。										
1	・・・ □□ □□	Sxx.xx.xx 72	男	□□市□□町3-2-1 携帯電話未所持	要介護1。日常生活の一部(トイレ等)で介助が必要。	□□小学校体育館 (車中泊)	半壊(焼)	○○ホテル	Hxx.xx.xxから受入可能 原則Hxx.xx.xxまで	移送は市町村で対応願 いたい
2	・・・ □□ □□	Sxx.xx.xx 67	女	□□市□□町3-2-1 000-0000-0000	□□□□の妻。身の回りの介助を行うため一緒に避難が必要。	□□小学校体育館 (車中泊)	半壊(焼)	○○ホテル	Hxx.xx.xxから受入可能 原則Hxx.xx.xxまで	移送は市町村で対応願 いたい
(記載例：要配慮者等が宿泊施設を退所した時) ※市町村は要配慮者等が退所するまで適宜情報を更新する。										
1	・・・ ◇◇ ◇◇	Sxx.xx.xx 37	女	◇◇町◇◇53 携帯電話未所持	療育手帳を所持。現在、要介護認定申請中(要支援1程度)。	◇◇町公民館	床上浸水	○○旅館	Hxx.xx.xx Hxx.xx.xx	Hxx.xx.xx応急仮設住宅 (借上)へ移動。
2	・・・ ◇◇ ◇◇	Sxx.xx.xx 45	女	◇◇町◇◇22 000-0000-0000	◇◇◇◇の姉。介助のため一緒に避難が必要。	◇◇町公民館	床上浸水	○○旅館	Hxx.xx.xx Hxx.xx.xx	Hxx.xx.xx応急仮設住宅 (借上)へ移動。

第5号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
要配慮者等への支援に関する協力要請書（県→組合）

文 書 番 号：

要請（変更）年月日：（和暦） 年 月 日

青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 殿

青森県知事 ○○ ○○

今般発生した災害により被災した要配慮者等への支援を行うため、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第4条の規定により、次のとおり協力を要請（ 年 月 日付けで要請した内容を変更）します。

災害名称		
要請理由	被災した要配慮者等のうち、避難生活で特に配慮が必要なため、宿泊施設への避難が必要と認められる者がいるため。	
要請内容	協定第3条第1項各号に掲げる次の業務について協力を要請する。 ① 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供 ② 乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送 ③ 前各号の業務に係る乙の組合員等との調整	
受入れを要請する要配慮者等の人数	() 市・町・村	人（詳細は第4号様式のとおり）
	() 市・町・村	人 (")
	() 市・町・村	人 (")
要請期間	(和暦) 年 月 日 から 年 月 日 まで (※終期は現時点での見込みである)	
備 考		
県連絡担当者	所属	
	職・氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

※本要請書は、速やかに支援を行うため、文書番号及び公印がない状態でF A X等により青森県旅館ホテル生活衛生同業組合へ送付するが、後日、文書番号を付し、公印を押印した文書を作成して郵送するものとする。

第6号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
要配慮者等への支援に係る協力要請応諾等報告書（組合→県）

文書番号：

年 月 日：(和暦) 年 月 日

青森県知事 殿

青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長

貴殿から、 年 月 日付けで要請のあった要配慮者等への支援に関して、次のとおり協力します（協力できません）。

災害名称		
協力内容 (協力できない場合はその理由を記載)	協定第3条第1項各号に掲げる次の業務について協力する。 ① 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供 ② 乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送 ③ 前各号の業務に係る乙の組合員等との調整	
要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設の名称、人数及び期間等	別紙のとおり	
備考		
組合連絡担当者	所属	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※本要請書は、速やかに支援を行うため、文書番号及び公印がない状態でFAX等により青森県健康福祉部健康福祉政策課へ送付して構わない。なお、後日、文書番号を付し、公印を押印した文書を作成して郵送すること。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
 要配慮者等への支援に係る協力要請応諾等報告書別紙 受入可能宿泊施設一覧

(和暦) 年 月 日現在

No	支部組合名	施設名称	施設住所	電話番号	受入可能な客室数	受入可能な人数	受入可能な期間	食事提供の可否	入浴提供の可否	担当者名	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
.											
.											
(記載例)											
1	〇〇〇〇組合	〇〇〇〇ホテル	〇〇市〇〇町1-1	000-000-0000	シングル10室 ツイン2室	シングル=最大2人 ツイン=最大3人	xx年xx月xx日からxx年xx月xx日まで (期間延長可)	可 (3食提供可)	可 (客室内浴室のみ)	〇〇	
2	□□□組合	□□□旅館	□□市□□町2-2	0000-00-0000	和室10室	和室=最大4人	xx年xx月xx日からxx年xx月xx日まで (期間延長可)	可 (3食提供可)	不可 (ボイラー故障のため)	□□□	

第7号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
要配慮者等の宿泊施設への避難支援決定通知書（県→市町村）

文書番号：

要請年月日：（和暦） 年 月 日

〇〇市（町・村）長 殿

青森県知事 〇〇 〇〇

貴殿から、 年 月 日付けで要請のあった要配慮者等への避難支援に関して、次のとおり受入れする宿泊施設が決定したので通知します。

災害名称		
要配慮者等ごとの受入宿泊施設	第4号様式のとおり	
要配慮者等の避難にあたっての留意事項	<p>①市町村は、宿泊施設への移送方法や具体的な受入日時等について、県等と連絡調整を図ること。</p> <p>②市町村は、避難する要配慮者等に対して次のことを周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者の連絡先。 ・避難場所として宿泊施設の提供を受けているものであり、当該宿泊施設で通常提供されるサービスの全てが提供されるものではないこと。 <p>③市町村は、宿泊施設への避難を実施した要配慮者等については、引き続き避難状況を把握し、要配慮者等名簿（第4号様式）の情報を更新すること。</p> <p>④市町村は、要配慮者等を訪問する等により、健康状態の確認や退所に向けた相談支援等を行うこと。</p>	
備考		
県連絡担当者	所属	
	職・氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

※本通知書は、速やかに支援を行うため、文書番号及び公印がない状態でF A X等により市町村へ送付するが、後日、文書番号を付し、公印を押印した文書を作成して郵送するものとする。

第8号様式

委 託 契 約 書

発注者 青森県

受注者 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合

上記当事者間において、要配慮者等の宿泊施設への避難支援に関する業務委託のため、次のとおり委託契約を締結した。

(委託業務)

第1条 発注者は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

(1) 委託業務名 (災害名称)に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

(2) 委託業務内容 別紙仕様書のとおり

(委託期間)

第2条 委託の期間は、契約締結の日から平成 年 月 日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税 円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合、この限りではない。

(再委託等の制限)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(調査等)

第7条 発注者は必要に応じ、委託等の実施状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、前項の調査の結果、受注者の行った委託業務が業務委託仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の見直しを求めることができる。

(委託業務の内容の変更)

第8条 発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認めるときは、受注者に対し、理由を明示して、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を延期若しくは中止するよう求めることができる。

(委託業務の実施上の損害)

第9条 委託業務の実施にあたり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施にあたり受注者が第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理

由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(関係書類等の備付け等)

第10条 受注者は、委託業務に係る収支及び要配慮者等の受入れの状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、委託業務を完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委託業務の実施に係る指示)

第11条 発注者は、委託業務の実施について、受注者に対し、必要な事項を指示することができる。

(検査)

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査の結果、合格と認めたときは、その旨を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期日までに補正の上、発注者の再検査を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(委託料の支払)

第13条 受注者は、請求書により委託料の10分の4以内の概算払を発注者に請求することができる。また、受注者は、業務の実施状況に応じて、それに係る経費が10分の4を超える場合は、発注者と協議の上、必要な額の概算払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受理した日から起算して14日以内に同項の委託料を受注者に支払うものとする。

3 受注者は、前条の規定により合格と認められたときは、第1項で請求した額を差し引いた委託料を請求書により発注者に請求するものとする。

4 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に同項の委託料を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第14条 受注者は、その責めに帰する理由により委託期間内に委託業務を完了しなかった場合は、当該期間の終了した日の翌日から完了した日までの日数に応じ、委託料につき年<財務規則で定める率>パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。

2 前項の遅延利息の額が100円未満であるとき、又その額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

(過払金の返還)

第15条 受注者は、第13条第2項の規定により支払いを受けた委託料の額が、精算額を超えた場合は、その超えた額を発注者の指定する期日までに返還しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定による返還額を所定の期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、年<財務規則で定める率>パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として、受注者に請求することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の遅延利息の額の計算について準用する。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(違約金)

第17条 発注者は、第16条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。

2 第14条第2項の規定は、前項の違約金の額の計算について準用する。

(損害賠償)

第18条 発注者は、第16条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 受注者は、この契約による事務を処理にあたっては、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第22条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県知事 ○○ ○○

受注者 青森県青森市本町2丁目3番4号
青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
理 事 長 ○○ ○○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の執務室において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(災害名称)に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

(災害名称)により被災した要配慮者等の宿泊施設への避難支援を目的とする。

2 業務内容

受注者が行う業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- (2) 受注者の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- (3) 上記業務に係る受注者の組合員等との調整

3 費用の種類及び基準額

受注者が行う業務について、委託料として算定する費用の種類及び基準額は下表のとおりとする。

受注者は、委託業務完了報告書において費用の種類毎に内訳を明示し、委託料の精算を行うものとする。

	費用の種類	費用の基準額 (税抜)
(1)	受注者の組合員が所有する宿泊施設への宿泊費用(宿泊に付随する入浴及び食事の提供の費用を含む。)	1人当たり1泊3食付き _____円以内 (※基準額を細分化する場合は、適宜追加すること)
(2)	受注者の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送費用	要した費用の実費額以内
(3)	受注者の事務管理費	(1)及び(2)の経費の合計額の _____パーセント以内

4 その他

契約書、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定及び災害時における宿泊施設の提供等に関する協定実施細目に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 青森市本町2-3-4
名 称 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
代表者名

概算払請求書 (回目)

1. 委託業務名

(災害名称)に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

2. 請求金額

金 _____ 円 (税込)

3. 請求金額の内訳

委託契約額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
(内訳)	
宿泊費用	円
移送費用	円
事務管理費	円
消費税	円
残額 (A - B - C)	円

4. 振込先金融機関名等

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 青森市本町2-3-4
名 称 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
代表者名

請 求 書

1. 委託業務名
(災害名称)に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

2. 請求金額
金 _____ 円 (税込)

3. 請求金額の内訳

委託契約額 (A)	円
受領済額 (B)	円
精算額 (C)	円
今回請求額 (C - B)	円

4. 振込先金融機関名等

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 青森市本町 2 - 3 - 4
名 称 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
代表者名

委託業務完了報告書

1. 委託業務名

(災害名称) に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

2. 委託料の精算額

委託契約額 (A)	円
受領済額 (B)	円
精算額 (C)	円
(内訳)	
宿泊費用	円
移送費用	円
事務管理費	円
消費税	円
未請求額 (過払額) (C - B)	円

3. 業務の実施状況

宿泊施設への避難者数 (実人数)	人
宿泊施設への延避難日数	日
宿泊施設への延宿泊数	日
宿泊施設への移送回数	回

※内訳は実績報告書 (協定第 9 号様式) のとおり。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
実績報告書

避難所設置及び収容状況

避難所の名称 (宿泊施設名)	種別	開設期間	実人員	延人員 (延日数)	物品使用 状況		実支出額	備 考
					品名	数量		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
	既存建物	年 月 日 ~ 年 月 日			/	/		
計					/	/		

※災害救助法による救助の実施に係る帳簿書式に準じて作成すること。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
実績報告書別紙（避難所設置及び収容状況内訳）

No	避難所の名称 (宿泊施設名)	避難者氏名	避難者の住所	避難開始日	退所日	延避難 日数	延宿泊 数	宿泊単価	宿泊費用 計	移送回 数	移送単価	移送費用 計	費用合計	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
(記載例)														
1	〇〇〇〇ホテル	□□ □□	□□市□□町5-1	Hxx. 8. 1	Hxx. 8. 6	6	5	5,000	25,000	1	1,000	1,000	26,000	避難所(〇〇体育館)から宿泊施設へ所有マイクロバスで移送
2	〇〇〇〇ホテル	◇◇ ◇◇	◇◇町◇◇4-1	Hxx. 8. 1	Hxx. 8. 31	28	27	5,000	135,000			0	135,000	8/14~16不泊